

答申第 261 号

平成 17 年 4 月 18 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 8 月 2 日付けで諮問された県立高等学校入学者選抜に係る科目別平均点一覧一部非公開の件（諮問第 292 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成 13 年度から 16 年度までの入学者選抜学力検査における各県立高等学校全日課程の合格者の教科別平均点一覧に記載された各高等学校の教科別平均点を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成 16 年 6 月 29 日付けで、平成 13 年度から 16 年度までの入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）における各県立高等学校（以下「各高校」という。）全日課程の合格者の教科別平均点一覧（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、一部非公開とした理由について、各高校の教科別平均点（以下「本件非公開情報」という。）は特定の集団に属する者に関する情報であって、公開することにより、当該集団に属する個々人の権利利益を害するおそれがある旨説明しているが、本件非公開情報は特定の個人を識別できる情報ではない。

また、特定の集団についての懸念は、全くないとは思わないが、現在は高校改革が進んでおり、権利利益を害するという点については現在も高校によってはあり得るけれども、重大視する必要はなく、公開するメリットの方が大きい。

イ 実施機関は、本件非公開情報を公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するが、そのようなことはあり得ない。本件非公開情報は、学力検査を受検する県民である中学生及びその保護者にとって、志望校の決定や目標を定める上で大変重要な情報である。本件非公開情報を知ることは、県民の権利であり、本件処分は県民の権利利益を侵害するものにほかならない。

ウ 実施機関は、本件非公開情報を公開することにより、各高校に対する序列意識や予断と偏見を助長し、公開された数値が拡大解釈され、各高校の不当なランク付けにつながり、学力検査の点数中心の受検競争を過熱化させるおそれがある旨説明している。万が一、そうした懸念が存在したとしても、志望校を選択するための情報を知るという権利を上回る重要性を持つものとは考えられない。

エ 平成 17 年から県立高校の学区制が撤廃され、全県一学区となる中で、県民が県内にどのような高校があるかや志望校にどの程度の合格の可能性があるかを知ることが、志望校を決める上でますます重要になってきている。実施機関でも冊子などで各高校の紹介をしているが、受検についての情報が非常に不足しており、地区や中学校、進学塾に通う生徒と通っていない生徒の間で情報の格差が出てきていることから、公平な情報提供をすべきである。

県内どこからでも志望校を選ぶ条件は同じであるという学区制の撤廃の一つの意味が、非公開により損なわれるなら、本件処分は実施機関の施策の実現にとっても不利益になると思量される。

オ 現状でもだいたい何点位取れば、どの高校に入れるという情報は、受験雑誌などにも掲載されている。序列化は、教育政策の結果であり、特色ある学校づくりが進んでいると考えるならば、危ぐする必要はない。実際に序列化は存在する。また、特色ある学校づくりを進めるための各高校の特色づくりは進んでいるため、本件非公開情報を公開しても高校改革には逆行せず、また、一概に序列化するとは考えられない。

### 3 実施機関（教育庁教育部高校教育課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件行政文書について

本件行政文書は、平成 13 年度から 16 年度までの学力検査における各高校全日課程の合格者の教科別平均点一覧である。

#### （2）神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号該当性について

本件行政文書の内容からは、特定の個人を識別することはできないが、特定の集団に属する者に関する情報については、当該情報の性質や集団の性格等から、公開することにより、当該集団に属する個々人の権利利益を害するおそれがある場合がある。

本件行政文書を公開することにより、各高校に対する序列意識や予断と偏見を助長することとなり、各高校がその教育目標や教育内容の特色、環境、立地など様々な観点から評価されるのではなく、学力検査の結果という一面的な基準で判断されることにより、各高校に在籍している生徒の人権が著しく傷つけられる可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本件非公開情報は条例第5条第1号に該当する。

### (3) 条例第5条第4号該当性について

各高校では、特色ある学校づくりを進め、その特色を踏まえた入学者選抜では選考基準を設定して、生徒の多様な能力、適性、意欲、努力の成果、活動経験など様々な観点から評価し、選考できるよう取り組んでいる。こうした中、本件非公開情報を公開することにより、学力検査の結果のみがクローズアップされ、生徒一人ひとりの個性、能力、適性を数値のみによらず、多面的にとらえるという本県の入試改革の推進に逆行し、また、各高校の特色づくりに支障を及ぼすこととなる。

本件非公開情報が公開された場合、公開された数値が拡大解釈され、各高校の不当なランク付けにつながり、学力検査の点数中心の受検競争を過熱させるおそれがある。さらに各高校のランク付けにより、生徒の心情を傷つけ、当該生徒の勉学等への意欲を低下させるなどの学校活動にとってマイナス効果を生じさせるおそれもある。

また、懸念する具体例として、特定の雑誌に各高校を序列化し、出身校により不公平な就職の採用選考が行われているという内容の記事が掲載されたことがあり、生徒や保護者、学校関係者の間で大変な問題となった事例がある。

したがって、本件非公開情報を公開することは、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号に該当する。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

###### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下のことを判断するに当たって、特に必要と認める場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 実施機関は、本件非公開情報から特定の個人を識別することはできないが、本件非公開情報を公開することにより、各高校に対する序列意識や予断と偏見を助長し、各高校の教育目標などの様々な観点から評価されるのではなく、学力検査の結果という一面的な基準により各高校が判断され、在籍している生徒の人権が著しく傷つけられ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号に該当する旨説明している。

(エ) 本件非公開情報から特定の個人が識別することができないことは、実施機関も認めているので、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するかどうか、以下、検討する。

本件非公開情報は、学力検査における各高校の合格者の教科別平均点一覧に記載された各高校の教科別平均点であり、個人の人格と密接に関連する情報とは認められず、公開することにより、実施機関が危惧するような各高校に対する序列化等の問題が生じる可能性を否定することはできないとしても、それによって特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

したがって、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

### (3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業

の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 当審査会で本件行政文書を確認したところ、本件行政文書には同一問題により実施された学力検査における各高校の合格者の教科別平均点が記載されており、各高校の学力検査結果を比較することが容易であることが認められる。

エ 不服申立人が主張するとおり、本件非公開情報が学力検査を受検する受検生やその保護者等にとって、志望校の決定や目標を決める上で大変重要な情報であり、さらに平成 17 年から学区制が撤廃された中では、本件非公開情報が志望校を決める上でますます重要になってきていることは否定できない。

オ しかし、各高校の偏差値等に係る情報が受験雑誌などに掲載されている事実や、各高校を序列化し、出身校により不公平な就職の採用選考が行われているという記事が特定の雑誌に掲載された事実が現にあることからすると、実施機関が懸念するように、本件非公開情報が公開されることによって、学力検査の結果という数字による各高校に対する評価が先行し、各高校の序列化や予断と偏見を助長するおそれは否定できない。

カ 実施機関が説明するとおり、各高校の入学者選抜に係る選考基準は、各高校の特色を踏まえ、生徒の多様な能力、適性、意欲、努力の成果、活動経験などの様々な観点から受検生を評価し、選考しているが、本件非公開情報が公開されると、各高校ごとの選考基準とは別に、主に学力検査の結果を中心に選考を行っているといった誤解を受検生等に与えるおそれがあると考えられる。

キ 本件非公開情報が公開されると、平均点が低い高校では生徒の心情を傷つけたり、学習に対する意欲を低下させるなど学校教育活動へのマイナス効果を生じさせるおそれや就職活動等への影響が生じるおそれがあるとともに、実施機関が取り組んでいる生徒一人ひとりの個性、能力、適性を数値のみによらず、多面的にとらえ、生徒一人ひとりの個性を伸ばすための特色ある高校づくりにも支障を生じるおそれがあると考えら

れる。

ク 以上のことからすると、本件非公開情報を公開することは、各高校の教育活動及び学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 8 月 2 日	諮問
8 月 30 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 27 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 30 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成17年 1 月 13 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
1 月 7 日 ( 第42回部会 )	審議
2 月 4 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
2 月 17 日 ( 第43回部会 )	審議
3 月 28 日 ( 第44回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 17 年 4 月 18 日現在）（五十音順）